

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則28号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を次のように改正する。

「

1,000円×	人=	円
1,500円×	人=	円
2,000円×	人=	円
1,500円×	室=	円
1,700円×	室=	円
3,000円×	室=	円
2,000円×	室=	円
20円×	時間=	円
60円×	時間=	円

別記様式備考以外の部分中

を

」

「

円×	人=	円
円×	人=	円
円×	人=	円
円×	室=	円
円×	室=	円
円×	室=	円
円×	室=	円
円×	時間=	円
円×	時間=	円

に改める。

」

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)